

高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第1条～第23条（略）</p> <p><u>（県内発注）</u> <u>第24条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（情報の開示） <u>第25条</u> 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>（委任） <u>第26条</u> この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成21年8月4日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和9年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条、第20条から第22条まで及び<u>第25条</u>の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 （中略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第23条（略）</p> <p>【新設】</p> <p>（情報の開示） 第24条 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>（委任） 第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成21年8月4日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条、第20条から第22条まで及び第24条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 （中略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。</p>

別表第1（第5条関係）

(1) 鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策（改修工事（設計を除く。））に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費及び付帯工事費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
	事務費	補償費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
補助金額		補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(2) 地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策（改修工事（設計を除く。））に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
	事務費	補償費及び調査費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
補助金額		補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(3) 地域における受入環境整備促進事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業	訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）	
補助金額		補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

別表第1（第5条関係）

(1) 鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策（改修工事（設計を除く。））に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費及び付帯工事費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(2) 地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策（改修工事（設計を除く。））に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費及び調査費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(3) 地域における受入環境整備促進事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業	訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）	※消費税は、補助対象外とする。
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(4) 鉄道施設総合安全対策事業（老朽化対策事業）	
補助事業者	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業	老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業
補助対象経費	本工事費、付帯工事費及び用地費
補助金額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額
補助金額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に10分の1を乗じて得た額以内の額

(5) 地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業	鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る事業（誘導用ブロックの整備等） バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に係る事業（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）
	事務費	補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額

(4) 鉄道施設総合安全対策事業（老朽化対策事業）	
補助事業者	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業	老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業
補助対象経費	本工事費、付帯工事費及び用地費 ※消費税は、補助対象外とする。
補助金額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額
補助金額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に10分の1を乗じて得た額以内の額

(5) 地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社	
補助対象事業	鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る事業（誘導用ブロックの整備等） バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に係る事業（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）		
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額以内の額	

(6) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社	
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業	
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費
	事務費	補償費
補助金額	補助対象経費に $\frac{6}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

(7) 地域における受入環境整備促進事業（交通インバウンド環境革新等事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社	
補助対象事業	交通サービスの利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業	
補助対象経費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	
補助金額	補助対象経費に $\frac{6}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

(8) 鉄道施設総合安全対策事業（耐震対策事業）

補助事業者	阿佐海岸鉄道株式会社	
補助対象事業	緊急輸送道路の指定に伴う橋梁の耐震対策を行う事業	
補助対象経費	本工事費、調査費	
補助金額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に $\frac{10}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

※(1)～(8)の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を除く。

別表第2 略
様式 略

(6) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費	
補助金額	補助対象経費に $\frac{3}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額		

(7) 地域における受入環境整備促進事業（交通インバウンド環境革新等事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社	
補助対象事業	交通サービスの利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業	
補助対象経費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額	補助対象経費に $\frac{6}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

(8) 鉄道施設総合安全対策事業（耐震対策事業）

補助事業者	阿佐海岸鉄道株式会社	
補助対象事業	緊急輸送道路の指定に伴う橋梁の耐震対策を行う事業	
補助対象経費	本工事費、調査費 ※消費税は、補助対象外とする。	
補助金額	補助対象経費から国庫補助額を減じた額に $\frac{10}{10}$ の1を乗じて得た額以内の額	

別表第2 略
様式 略